

水産政策審議会資源管理分科会くろまぐろ部会運営規則

(部会)

第 1 条 資源管理分科会（以下「分科会」という。）に、くろまぐろ部会（以下「部会」という。）を置く。

2 部会は、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）に基づく、くろまぐろの漁獲可能量の配分方法に関し、調査審議する。

(部会審議事項の扱い)

第 2 条 部会は、その調査審議の結果を分科会に報告するものとし、分科会は、その結果を審議し、議決する。

(参考人の選任)

第 3 条 部会長は、調査審議するため必要があるときは、関係漁業者等を参考人として選任し、部会への出席を求めることができる。

(規則の改正)

第 4 条 この規則の改正は、分科会の議決をもって行う。

附則

この規則は、平成 30 年 8 月 7 日から施行する。

この規則は、令和 3 年 9 月 17 日から施行する。

くろまぐろ部会における漁獲可能量の配分方針に係る 議論の進め方

1. 審議事項

第8回以降のくろまぐろ部会では、漁業法に基づく、くろまぐろに関する漁獲可能量の令和4管理年度以降の配分のあり方について、調査審議する。

2. 議論の進め方

- (1) 第6回くろまぐろ部会において取りまとめられた「第5管理期間以降のくろまぐろの漁獲可能量の配分の考え方について」に基づいて行われている現状の配分のあり方について、WCPFCにおける議論の状況を念頭に置きつつ、見直すべき事項や追加する要素があるか検討する。
- (2) 部会委員での総合討論を行い、令和4管理年度以降の配分についての考え方をまとめる。

○想定されるスケジュール（案）

10月上旬	WCPFC北小委員会
10月上～中旬	第8回くろまぐろ部会開催（状況の整理、 検討の基本的な方向性確認等）
11月下旬～12月上旬	くろまぐろ部会開催（議論のとりまとめ）
12月上旬	WCPFC年次会合
12月上～中旬	くろまぐろ部会から資源管理分科会への 報告及び令和4管理年度の当初配分（案） の諮問・答申